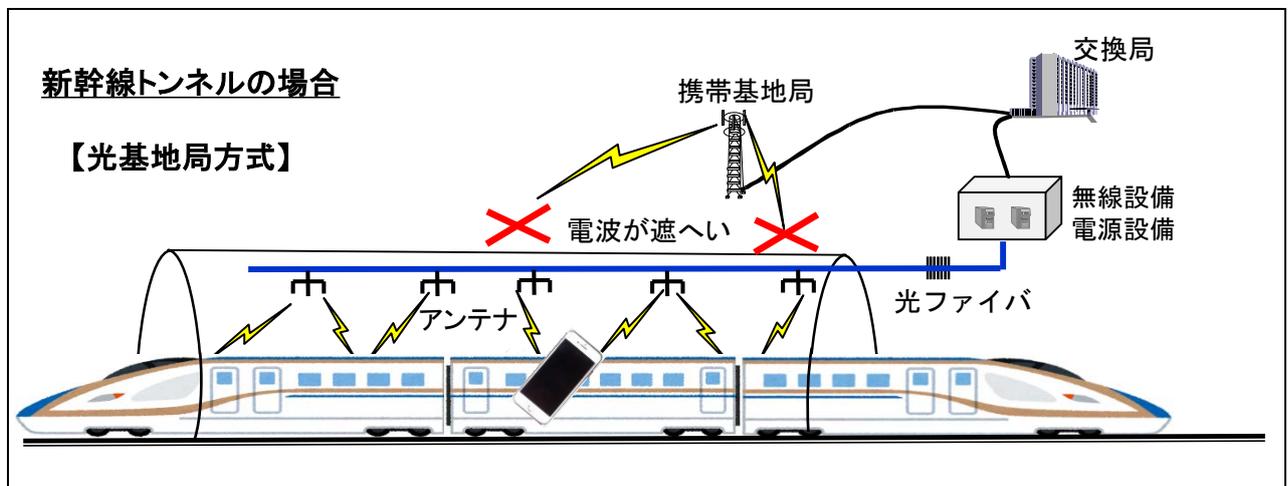


○電波遮へい対策事業の概要

鉄道トンネルや高速道路トンネルなど人工的な構造物により電波が遮へいされる場所において、一般社団法人等が携帯電話等の基地局施設等を整備する場合に、その設置費用の一部を補助するものです。

1. 事業主体 : 一般社団法人等
2. 対象地域 : 鉄道トンネル、道路トンネル等
3. 補助対象 : 移動通信用中継施設等（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
4. 補助率 : 鉄道トンネル等の場合 1/3、道路トンネルの場合 1/2

○電波遮へい対策のイメージ



○上越新幹線・北陸新幹線の対策状況

